

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会広報紙広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人甲府市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(広報紙)

第2条 この要領において広報紙とは「社協だより」をいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 本会の広報紙に掲載する広告は、市民生活に密着した公共性・中立性のあるもので、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 本会広報紙としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの。
- (4) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (5) その他本会広報紙に記載する広告として適当でないと会長が認めるもの。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の種類及び順位は、地域性、公共性の高い広告掲載を優先させるものとする。

(広告原稿)

第5条 本会が取り扱う広告は、広告主が作成した原稿とする。

- 2 本会は事前に広告主に対し広告原稿の提出を求め、その具体的な内容に関して必要に応じ修正を求めることができる。

(広告掲載の位置)

第6条 広告の位置は、本会が指定した場所とする。

(広告の規格及び掲載料)

第7条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

規格（1コマ）	縦4cm×横8cm
掲載料金	1コマ 20,000円
	2コマ 35,000円

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は広報紙及び本会ホームページで公募する他、第4条に該当する団体等に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて発行日の1ヶ月前までに本会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 本会が、前条の申込書を受理した時は、審査のうえ広告掲載の可否を決定する。

この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えた場合は、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告の掲載決定をしたときは広報誌広告掲載決定通知書(様式第2号)により、また、掲載できないと決定したときは広報誌広告掲載不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は本会の指定する期日までに、第7条に定める広告掲載料を一括して納入するものとする。ただし、会長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。